

学校法人京都薬科大学における契約に係る取引停止等の取扱要綱

(目的)

第1条 学校法人京都薬科大学（以下「本学」という。）が発注する建設工事、物品購入、製造、役務、賃借その他の契約（以下「契約」という。）に関し、取引停止その他の措置を講ずる必要が生じた場合の取扱いについては、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「取引停止」とは、随意契約における業者選定の停止及び競争契約における競争参加の停止をいう。

(取引停止の措置)

第3条 理事長は、取引業者（以下「業者」という。）が別表に掲げる取引停止の措置要件（以下「取引停止措置要件」という。）のいずれかに該当すると認められるときは、同表右欄に掲げる取引停止期間（以下「取引停止期間」という。）及びこの要綱の定めるところにより情状に応じて期間を定め、当該業者を取引停止にするものとする。

2 理事長は、前項の規定により取引停止にされた業者（以下「取引停止業者」という。）が、現に本学が競争契約の参加指名若しくは見積書の提出を依頼しているとき、又は入札書若しくは見積書（以下「入札書等」という。）が提出されていても開札等が行われていない場合は、当該指名等及び入札書等の受領を取消すものとする。

(取引停止の期間の特例)

第4条 業者が一の行為により、取引停止措置要件の二以上に該当するときは、当該取引停止措置要件に係る取引停止期間の長いものをもって当該業者に対する取引停止の期間とする。

2 取引停止業者が、取引停止期間中又は取引停止期間終了後3年を経過するまでの間に、再度取引停止措置要件に該当すると認められる行為を行ったときの取引停止期間は、当該取引停止期間の2倍以上とする。

3 理事長は、取引停止業者が取引停止措置要件について責を負わないことが明確となったときは、当該取引停止業者に対する取引停止を解除する。

(取引停止等の通知)

第5条 理事長は、第3条第1項の規定による取引停止又は前条第3項の規定による取引停止の解除を決定したときは、直ちに当該業者に対し通知するものとする。

2 理事長は、前項の通知を行ったときは、直ちにその内容を学内に周知するものとする。

(取引停止期間中の下請の禁止)

第6条 取引停止業者には、本学が行う他の業者との契約においてその全部又は一部を下請することを認めないものとする。ただし、当該取引停止業者が取引停止期間の開始前に下請している場合は、この限りでない。

(警告又は注意の喚起)

第7条 理事長は、取引停止に該当しない場合であっても、必要があると認めるときは、当該業者に対し警告又は注意喚起を行うことができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、取引停止に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この要綱は、2015年7月6日から施行し、2015年4月1日から適用する。

別 表

取引停止の区分	取引停止の措置要件	取引停止期間
1 契約違反	本学との契約の履行に当たり、契約に違反し、契約の相手方として不相当であると認められる場合	当該認定した日から1ヶ月以上12ヶ月以内
2 談合	本学又は公共機関等における契約において、競争入札を妨害又は談合を行った場合	当該認定した日から3ヶ月以上24ヶ月以内
3 過失による粗雑な契約の履行	本学又は公共機関等における契約の履行に当たり、その履行を粗雑に扱ったと認められる場合	当該認定した日から1ヶ月以上12ヶ月以内
4 虚偽記載	(1) 架空取引により、研究費等を預け金として管理することに加担、協力又は誘引した場合(架空請求を行った場合を含む。) (2) 取引内容を偽装し、又は偽装行為に加担、協力若しくは誘引した場合 (3) 納品の事実を偽った場合 (4) 提出書類に虚偽があった場合	当該認定した日から3ヶ月以上24ヶ月以内
5 贈答品・接待の授受	本学の役員及び職員に対する贈答品や接待の授受において、一般的なビジネス慣習や社会的常識の範囲を超えると認められる場合	不正な行為の内容を考慮し、理事長が決定
6 公共機関等における取引停止措置	公共機関等で取引停止の措置が行われた場合	社会的な影響度を考慮し、理事長が決定
7 不正又は不誠実な行為	本学に対し不正な行為又は不誠実な行為をしたことにより、契約の相手方として不相当であると認められる場合	不正な行為又は不誠実な行為の内容を考慮し、理事長が決定